

令和 7 年度 建設工事における総合評価落札方式の取組方針について (土木工事)

環境農林水産部では、価格及び品質が総合的に優れた調達を行うため、建設工事において総合評価落札方式を導入し、以下のとおり運用します。

なお、個々の案件の評価項目や評価基準については、入札参加申請者に交付する「技術審査資料作成要領」を熟読願います。

1. 趣旨

総合評価落札方式とは、「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による）です。

2. 対象工事

総合評価落札方式の対象とする工事は、原則予定価格（税込み）が 3.5 億円以上の土木工事で工事価格以外の要素を考慮することの意義や効果が十分認められる工事を対象とします。ただし、文化財調査に関連する掘削のみの工事など、工作物を築造しない工事及び国際競争入札案件のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事については、原則として総合評価を採用しません。

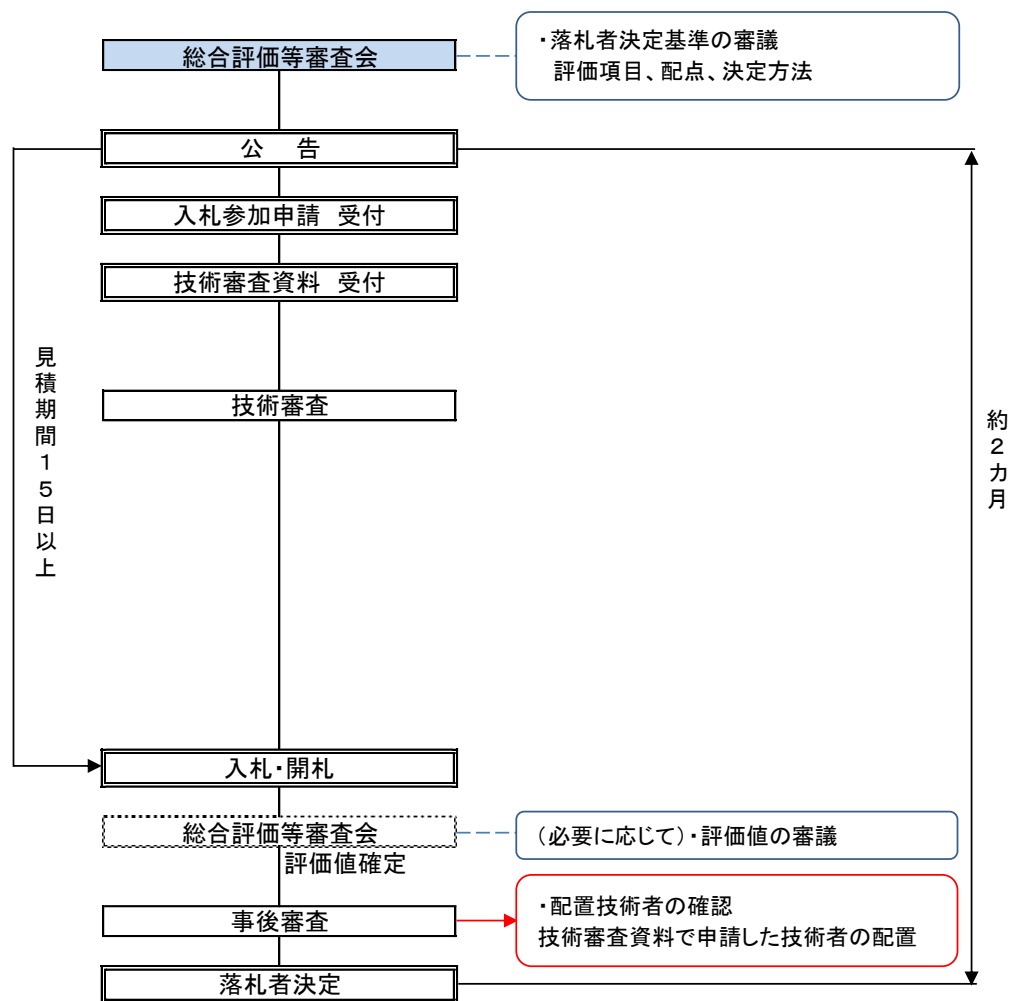
3. 総合評価落札方式の種別

環境農林水産部の総合評価（土木工事）は、「技術審査型」とします。

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性及び品質を確保する観点から、工事成績等の実績、施工実績等を評価します（技術提案は求めない）。

4. 総合評価一般競争入札手続の流れ

技術審査型



5. 総合評価落札方式（技術審査型）の審査・評価

1) 適用の意義

技術審査型を適用する工事においては、入札参加者の工事成績、工事实績、及び現場従事技能者の配置並びに配置予定技術者の工事成績、工事实績等の評価することにより、発注者の指示する仕様（以下「標準設計」という）に基づき、入札参加者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているか否かを確認します。

2) 技術評価点

当該工事の入札参加条件を満たす者すべてに、基礎点 100 点を付与し

3) の加算点との合計点をもって技術評価点とします。

技術評価点＝基礎点（100 点）＋加算点

3) 加算点

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与します。

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数
入札参加者の実績	同分野工事の成績点の実績	過去 3 年間に於ける、大阪府、全国地方農政局、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は大阪広域水道企業団発注の同分野工事における工事成績点 ※総価契約に限る	80 点以上 3 件以上	3
			80 点以上 2 件	2
			80 点以上 1 件	1
	同種工事の施工実績	過去 15 年間に元請として完成引き渡し完了した同種工事の実績	2 件以上 1 件	2 1
	現場従事技能者の配置	・登録基幹技能者 ・一級技能士 (*1)	配置工種（最大 1 職種 0.5 × 1 人） 配置工種（最大 2 職種 0.25 × 1 人）	最大 1
	工事成績点に係る減点	大阪府環境農林水産部、大阪府都市整備部及び大阪港湾局発注工事における前年度の工事成績点 ※総価契約に限る	70 点未満 1 件以上	－ 1
配置技術者（監理技術者）の実績	同分野工事の成績点の実績	過去 15 年間に於ける、大阪府、全国地方農政局、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は大阪広域水道企業団発注の同分野工事において監理技術者、専任特例 2 号による技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（有資格）として全期間従事した工事の成績点 ※総価契約に限る	80 点以上 3 件以上	3
			80 点以上 2 件	2
			80 点以上 1 件	1
	同種工事の施工実績	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者、専任特例 2 号による技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（有資格）として全施工期間従事した実績	3 件以上	3
			2 件	2
			1 件	1

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数
企業の信頼性・社会性	若手又は女性技術者の育成	若手（40歳以下）又は女性技術者と補助者の配置	選択 若手又は女性技術者を監理技術者として配置し、技術力を有する現場代理人が補助を行う	2
			若手又は女性技術者を現場代理人として配置し、技術力を有する監理技術者（主任技術者）が補助を行う	2
			若手又は女性技術者を担当技術者として配置し、技術力を有する監理技術者（主任技術者）又は現場代理人が補助を行う	2
			技術力を有する女性技術者を監理技術者又は現場代理人として配置	2
	地域貢献度	大阪府内企業であり建設機械の所有（＊2）	大阪府内に建設業法上の主たる営業所があり、かつ建設機械を所有	1
		大阪府内企業の下請けへの活用（＊3）	1次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が90%	1
		災害復旧工事の実績（工事1件につき1回のみ申請可）	大阪府環境農林水産部、都市整備部又は大阪港湾局発注工事（緊急随意契約に限る。）における災害復旧工事の実績	1
	大阪府施策に対する取組	障がい者の雇用状況（＊4）	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1
	担い手の確保	担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を行う	2
	合 計 点			－1 ～ 20

（＊1）評価対象とする技能者の職種等は、作成要領において案件毎に指定します。

各職種1名までとし、適用する職種の数で評価点を加算します。

現場従事技術者は1工種につき1名とし兼務は認めません。

（＊2）土木一式AA等級が参加する案件又は橋梁上部工の案件は、府内企業であれば評価の対象とします。

また、本項目による加点は年度内につき1回とします。

（＊3）主たる工種がシールド工等の特殊工事については、評価項目として設定しません。

（＊4）共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えている場合に評価の対象となります。

（その他の注意事項）

＊ 同分野工事の成績点の実績（入札参加者の実績及び配置技術者の実績）について

・大阪府、全国地方農政局、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内

府県・政令市又は大阪広域水道企

業団発注の工事成績点の評価は、A A等級が参加する案件に適用します。

なお、土木一式A等級の工事成績点の評価は、大阪府、近畿農政局、近畿地方整備局及び大阪広域水道企業

団のみを対象とします。

- ・「同分野工事」とは、土木一式工事及び橋梁上部工事における「土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、法面工事、プレストレストコンクリート構造物工事、PC橋梁上部工事、鋼橋上部工事、その他構造物工事、橋梁補修工事、橋梁補強工事、しゅんせつ工事」とします。
 - ・共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とします。また、共同企業体による施工実績案件は、出資比率20%以上の工事に限り評価対象とします。
 - ・現場代理人（有資格）とは、監理技術者資格者証の交付を受けた場合に限りです。また、担当技術者は、主任技術者を配置できる場合の国家資格のいずれかを有していた場合に限りです。
- なお、技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

* 同種工事の施工実績（入札参加者の実績及び配置技術者の実績）について

- ・「同種工事」については、案件毎に設定します。
 - ・共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とします。また、共同企業体による施工実績案件は、出資比率20%以上の工事に限り評価対象とします。
土木一式工事A等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体として参加する場合は、
全ての構成員の実績を評価の対象とし、代表構成員のみ実績を有する場合は、評価点を2件以上は1.0点、1件は0.5点とします。
 - ・現場代理人（有資格）とは、監理技術者資格者証の交付を受けた場合に限りです。また、担当技術者は、主任技術者を配置できる場合の国家資格のいずれかを有していた場合に限りです。
- なお、技術者の実績は、求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。

* 若手又は女性技術者の育成について

- ・「技術力を有する」とは、「同種工事の施工実績」、「80点以上の工事成績点」又は「監理技術者として10年以上の経験」を有することをいいます。

* 大阪港湾局について

- ・大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

* 大阪府都市整備部について

- ・大阪府都市整備部は、住宅建築局を除きます。

6. 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札候補者とします。評価値の算出方法は、除算方式です。また、技術評価点については、発注者が工事の特性に応じて適切に設定します。

除算方式

総合評価は、技術審査の結果、入札参加者に付与した「技術評価点」を入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行います。

技術評価点＝基礎点(100点)＋加算点

評価値＝技術評価点/入札価格×100,000,000

(小数点第5位以下切り捨て)

7. その他の留意事項

(1) 評価内容の担保

1) 工事成績点の減点について

○技術審査内容の履行

受注者の責により、技術審査の加点内容が履行できなかった場合は、再度の履行を求めますが、再度の履行が困難な場合は、工事成績点を減点します。また、契約違反とし取り扱う場合があります。

(2) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、大阪府建設工事総合評価等審査会に諮り、学識経験者から意見聴取します。

1) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴きます。(地方自治法施行令第167条10の2第4項)

(3) 総合評価に関する評価基準及び評価結果等の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、技術審査資料作成要領、技術提案書作成要領等において明記します。

1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記します。

a) 総合評価落札方式の適用の旨

b) 入札参加要件

c) 入札の評価に関する基準

(7) 評価項目

(1) 評価基準

- ・ 評価項目ごとの評価基準
- ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件

(2) 得点配分

d) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

2) 開札後

総合評価落札方式を適用した工事において、落札者決定後に以下の事項を公表します。(ただし、入札公告等において技術評価を行わないとされた者の入札は除きます。)

a) 各入札参加者名

b) 各入札参加者の入札価格

c) 各入札参加者の技術評価点

d) 各入札参加者の評価値

3) 技術審査資料、技術提案の評価結果に対する質問

評価結果について質問事項がある場合は、共通入札説明書及び電子入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができます。

用語の定義

品質：

工事目的物の品質（機能・性能等）とともに、工事の効率性（工期の短縮等）、施工時における第三者や施工者の安全性、環境への配慮等の工事実施段階における様々な特性も含まれる。

評価値：

落札者を選定するための指標。要求要件を満たし、入札価格が予定価格内であった競争参加者のうち、評価値が最も高い者が落札者として選定される。なお、除算方式では、技術評価点を入札価格で除した値（相対値）が評価値となる。

技術評価点：

競争参加者の技術提案等に基づき算出する技術力の価値を表す指標。除算方式では、基礎点と加算点の合計得点が技術評価点となる。

基礎点：

除算方式において、競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与される点数。

要求要件：

当該工事の現地の施工条件や環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ、技術的課題に対して競争参加者に求める技術提案等において確保する必要がある条件。